

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 29 日
(保 険 者 支 援 課 扱 い)

各保険医療機関
各保険薬局 御中

鹿児島県国民健康保険団体連合会

第三者の不法行為による診療（調剤）報酬明細書の記載について（依頼）

本会の事業運営につきましては、平素より御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の記載要領において、「患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（※交通事故等）によって生じたと認められる場合」は、特記事項欄へ「10第三」の記載を行うよう示されておりますが、医療機関及び保険薬局によっては記載漏れや記載誤りが見受けられます。

また、本会では、事故外点数が摘要欄へ記載されているか特記事項欄と併せて確認させていただいております。

つきましては、標記について、下記のとおり記載いただきますようお願いいたします。

記

- 1 特記事項欄 「10第三」
- 2 摘要欄 記載例：事故外〇〇点
事故外なし又は事故外0点
- 3 第三者の不法行為対象
※交通事故等：交通事故、自損事故（同乗者）、他人の飼い犬による犬咬み、
喧嘩、傷害、食中毒、施設内事故（介助中）、船舶事故等
- 4 第三者の不法行為対象外（記載誤り例）※特記事項の記載は不要です。
自損事故（運転手）、事故治療終了後の私病による受診

【連絡先・照会先】

保険者支援課 保険者支援係 神野

電 話；099 (206) 1034

メー ル；k-jigyos308@kagoshima.kokuhoren.jp